別記第十三号様式の十から別記第十三号様式の十四まで見出し中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

別記第十三号様式の十五中「第四十九条第八項」を「第四十九条第九項」に改める。

別表第一北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に改め、同表青森県の項中「沖上平開拓地」を「沖揚平」に、「田代平開拓地」を「田代平」に改め、「十和田市　大字奥瀬字十和田（通称十和田湖畔）」を削り、「善光寺平開拓地」を「善光寺平」に、「大木平開拓地」を「大木平」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県	
	村上市　三面
	魚沼市　下折立　宇津野の内飛地（通称銀山平）

別表第一鹿児島県の項中「上屋久町口永良部島」を「屋久島町口永良部島」に改める。

別表第二北海道の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「檜山支庁管内」を「檜山振興局管内」に、「後志支庁管内」を「後志総合振興局管内」に、「留萌支庁管内」を「留萌振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「十勝支庁管内」を「十勝総合振興局管内」に、「釧路支庁管内」を「釧路総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項を次のように改める。

新潟県	
	新潟市　中央区
	村上市　上越市　佐渡市

別表第二静岡県の項中「下田市」を「下田市　湖西市」に改め、「志太郡　大井川町　浜名郡　新居町」を削り、同表愛知県の項中「幡豆郡　一色町　吉良町　幡豆町」を削り、同表岡山県の項を次のように改める。

岡山県	
	岡山市　北区　中区　東区　南区
	倉敷市　玉野市　笠岡市　備前市

別表第二福岡県の項中「前原市」を「糸島市」に改め、同表長崎県の項中「江迎町」を削り、同表宮崎県の項中「南那珂郡　南郷町」を削り、同表鹿児島県の項中「上屋久町」を「屋久島町」に改める。

別表第三北海道の項中「宗谷支庁管内」を「宗谷総合振興局管内」に改め、同表新潟県の項中「新潟市」を「新潟市　中央区」に改め、同表宮崎県の項中「南那珂郡　南郷町」を「日南市」に改める。

附　則

1　この省令は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十五号）及び公職選挙法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十三号）の施行の日（平成二十九年四月十日）から施行する。

2　この省令による改正後の公職選挙法施行規則第十条の六第二項から第四項まで、第十条の七、第十条の七の二、第十条の九、第十条の十及び第十七条の二第二項の規定は、この省令の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際、この省令による改正前の公職選挙法施行規則別記第四号様式の規定により作成した選挙人名簿登録証明書交付申請書、第四号様式の二の規定により調製した選挙人名簿登録証明書、第十三号様式の八の規定により作成した投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書、第十三号様式の九の規定により調製した投票送信用紙並びに第十三号様式の十五の規定により作成した南極選挙人証交付申請書がある場合には、この省令による改正後の公職選挙法施行規則別記第四号様式、第四号様式の二、第十三号様式の八、第十三号様式の九及び第十三号様式の十五にかかわらず、これらの申請書等を使用することを妨げない。

○法務省・厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年四月七日

法務大臣　金田　勝年
厚生労働大臣　塩崎　恭久

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第八条を第六十五条とし、第七条中「第百条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する」を「第百条第二項において準用する法第十三条第二項の」に、「別記様式」を「別記様式第二十四号」に改め、同条を第六十四条とし、同条の前に次の節名を加える。

第四節　補則

第六条を第六十三条とし、第五条を第六十二条とし、第四条を第六十一条とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

第三節　業務

（手数料を徴収しない業務）

第六十条　法第八十七条第六号の主務省令で定める業務は、同条第一号ロ及びハに掲げる業務及びこれらに附帯する業務とする。

第三条第二号中「第一条第二号ロ」を「第五十七条第二号ロ」に改め、同条を第五十九条とし、同条の前に次の節名を加える。

第二節　評議員会

第二条を第五十八条とし、第一条中「外国人技能実習機構（以下「機構」という。）」を「機構」に、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第五十七条とし、同条の前に次の目次、二章並びに章名及び節名を加える。

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　技能実習
　第一節　技能実習計画（第三条―第二十三条）
　第二節　監理団体（第二十四条―第五十五条）
　第三節　補則（第五十六条）
第三章　外国人技能実習機構
　第一節　役員等（第五十七条・第五十八条）
　第二節　評議員会（第五十九条）
　第三節　業務（第六十条―第六十三条）
　第四節　補則（第六十四条・第六十五条）
第四章　雑則（第六十六条―第六十九条）
附則